

えりも地域ゼニガタアザラシ保護管理協議会 設置要綱

(目的)

第1条 えりも地域におけるゼニガタアザラシと地域社会との共存を実現するため、「えりも地域ゼニガタアザラシ保護管理協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、多様な主体による取組を促進するとともに、関係者間の情報共有及び連絡調整等を図る。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 地域における多様な主体によるゼニガタアザラシとの共存に向けた取組に関する事項
- (2) えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画（以下「管理計画」という。）に関する事項
- (3) 管理計画に基づく事業の実施に関する事項
- (4) その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

(構成)

第3条 協議会は、別紙に掲げる機関・団体等をもって構成する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する会員が、その職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、事務局長が召集し、会議の議事進行を行う。

- 2 事務局長は必要に応じ、協議会に構成機関・団体等以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、北海道地方環境事務所が務める。

- 2 事務局長は、北海道地方環境事務所長が務める。

(その他)

第7条 協議会は、ゼニガタアザラシの適正な保護管理に資するため、ゼニガタアザラシ科学委員会と連携・協力を図る。

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成27年10月22日から施行する。